

第2節 金融監督者間の二国間連携強化

I 金融監督当局との連携の概要

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融監督当局との連携を強化していくことが極めて重要であり、個別案件ごとに連絡を取り合っている他、定期的に金融監督当局との協議を行い、金融市場の動向等について意見交換を実施している。

(最近の主な金融協議等)

2000年10月 米財務省、F R B、O C C、S E C、F D I Cとの協議(サンフランシスコ)

12月 欧州委員会との協議(ブリュッセル)

中国銀行との協議(東京)

2001年2月 独大蔵省、銀行監督庁との協議(ベルリン)

4月 英F S Aとの協議(ロンドン)

5月 中国銀行との協議(北京)

米F R Bとの協議(東京)

6月 米O C C、F R Bとの協議(東京)

韓国金融監督委員会との協議(東京)

スイス金融当局との協議(東京)

II 人材交流

金融庁は、様々な手段を工夫して、金融ビジネスの変化のスピードに対応できる人材を育成するため研修の充実、高度化を重要課題の一つとして考えており、また、海外当局との連携強化の一環としての観点からも、主要な外国の監督当局との人材交流も定期的に行っている。

米国マンスフィールドプログラムの一環として、2000年9月から約1年間の予定で、人事院を通じ米国財務省からの研修員を受け入れ中であり、金融監督技術の向上及び相互理解に役立てている。